

# 令和8年度「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務の 委託に係る仕様書

## 1 業務の名称

令和8年度「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務

## 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 業務の目的

本市では、京都の魅力と活力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通、烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」において、安心・安全で快適な歩行空間の確保による賑わいの創出など、歩行者と公共交通を優先した魅力あるまちづくりを目指す「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進している。

これまでに実施した「四条通歩道拡幅事業」や「歩いて楽しいまちなかゾーン」の取組によって大きく変化しつつある「まちなか」の交通環境やまちの賑わいについて、継続的に状況を把握するとともに、タクシー駐停車マナーの向上や、物流における荷捌きの整序化、四条通地下道の活性化など、残された課題の解決に向けた調査・検討を実施する。

※ 対象地域は以下を想定

- ア 歴史的都心地区（四条通・河原町通・御池通・烏丸通に囲まれた地区）及びその周辺地区
- イ 上記アで施策を実施した場合に影響が生じる範囲

## 4 業務内容

### (1) 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進業務

ア 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議における運営補助

【目的】歴史的都心地区を中心とした「まちなか」において、安心・安全で快適な歩行空間を確保し、賑わいを創出する。

【内容】「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議の運営（会議場の確保、会議の運営及び摘録作成等）

（委員：20名程度、開催回数：1回 開催時期：8月（予定））

※ 委員謝礼は本市が支払うが、それ以外の会場費、資料印刷費、その他諸経費等の費用は委託料に含める。

イ 広報の企画・デザイン・掲載

まちなかにおける賑わいの創出及び「歩くまち・京都」の推進に係る情報の周知・広報の企画・デザイン・掲載を行う。

【内容】まちなかにおける賑わいの創出及び「歩くまち・京都」の推進に係る情報

※ 媒体への掲載費用については、委託料に含める。

## (2) タクシー駐停車マナー向上に向けた取組の実施

【目的】 タクシー乗務員、経営者、利用者に対して、情報提供やコミュニケーション等を行うことにより、自発的な駐停車マナーの向上を図る。

【内容】 ① 「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」における運営補助（会議資料印刷など）  
（委員：20名程度、開催回数：1回、開催時期：7月頃（予定））

※ 委員謝礼は本市が支払うが、それ以外の資料印刷費等の費用は委託料に含める。

② タクシー利用者に向けた駐停車ルール・マナー周知事業の企画・実施

過去に実施したアンケート調査結果等から、乗務員だけでなく、タクシー利用者に向けた交通ルールやマナーの周知が課題となっているため、利用者に対する効果的な周知・啓発事業を企画・実施する。なお、企画に当たっては、近年、導入が広がるタクシー配車アプリや車内モニターを活用のうえ、行動経済学を活用した周知手法や英語・中国語等の多言語対応についても検討すること。

③ 四条通沿いタクシー乗り場等の停車状況調査

タクシー駐停車マナーの向上を目的に、タクシー乗り場（高島屋前及び大丸前）での、はみ出し停車や四条河原町交差点南東でのタクシーの乗降など、実態調査を行う。

（参考）昨年度の実施概要

### 【高島屋前及び大丸前タクシー乗り場】

タクシー乗り場の規定駐停車可能台数（高島屋前：4台、大丸前：3台）を超過して駐停車するタクシーを記録（時刻、車両情報等）する。

実施時期：令和8年2月

実施日数：3日間（1日2時間程度）

### 【四条河原町交差点】

タクシー乗車マナー啓発看板前において、違法な駐停車を行うタクシーの駐停車時間等を調査する。

実施時期：令和8年2月

実施日数：3日間（1日2時間程度）

## (3) 物流の整序化に向けた取組の実施

【目的】 まちなかにおける物流荷さばきの整序化に向けて、物流事業者や京都府トラック協会等の関係団体と連携した取組を実施する。

【内容】 ① 物流ワーキングにおける運営補助（会議場の確保、会議の運営及び摘録作成等）  
（委員：20名程度、開催回数：1回、開催時期：7月（予定））

※ 委員謝礼は本市が支払うが、それ以外の会場費、資料印刷費等の費用は委託料に含める。

② 商店街店舗に対するアンケート調査の実施及び結果のとりまとめ（実施時期：令和9年2月（予定））

商店街店舗に対し、物流課題に対する意識調査を目的としたアンケートを行う。調査に当たっては、回答に対する動機づけやインセンティブを付与するなど、昨年度に実施したアンケート調査における回答数（約80店舗）を上回るよう、調査方法を工夫すること。

（参考）昨年度の実績

配布店舗数：約1300箇所 回答数：約80店舗

③ 四条通沿道アクセススペースの利用実態調査

四条通沿道アクセススペースの適正な利用促進を目的に、利用台数や停車時間等の実態を調査・把握し、結果の取りまとめ、分析を行う。

(参考) 昨年度の実施概要

実施方法：アクセススペース（全15か所）を巡回し、各アクセススペースにおける駐車台数と車両情報を記録。

実施時期：令和7年11月

実施日数：3日間（1日2時間程度）

(4) 四条通地下道アート展「Art Under the Shijo」業務

ア アート展の参加グループの選考に係るプレゼン審査会及び感謝状贈呈式運営補助（会場設営、資料印刷、受付・誘導等）

※ 参加グループへの制作費、プレゼン審査会及び感謝状贈呈式に係る経費等（税込約2,200千円）については、本業務の費用に含む。

イ アート展の展示、搬入、撤去作業の立会・補助及び搬入から撤去期間における資材（脚立、コーン、ポール等）のレンタル

(参考) 昨年度の事業実施実績

- ・プレゼン審査会 8月
- ・作品搬入 11月
- ・作品撤去 12月

## 5 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者は業務開始に先立ち、業務スケジュール表を作成し、本市へ届け出るものとする。

(2) 進捗状況の報告

受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市へ報告を行うこととする。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとする。

(4) 成果品

成果品は、以下のとおりとする。なお、本業務は電子納品対象業務とし、以下の成果品を納品するものとする。なお、納品を求める電子データ等の詳細については、ファイル形式等を含め、協議により決定する。

- ① 報告書 1部
- ② 電子成果品（電子媒体CD-R等） 1部
- ③ 各種データファイル一式 一式

- ④ その他本市が指示するもの 一式

## 6 委託料の支払

業務完了後の精算払とする。

## 7 その他

### (1) 秘密保持義務

本委託業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

### (2) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

### (3) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施及び成果の普及を図るため、本委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。ただし、事前に書面による本市の同意を得た場合はこの限りでない。

### (4) 損害賠償

本委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。